

令和 8 年 秋 季 全 国 火 災 予 防 運 動 に お け る 本 県 に お い て 重 点 的 に 取 り 組 む 必 要 の あ る 事 項

本県においては、消防庁長官通知（令和 8 年 9 月 7 日付け消防予第 397 号）の別添「令和 8 年秋季全国火災予防運動実施要綱」に基づき火災予防運動を実施するとともに、本県の現状を踏まえ、重点的に取り組む必要のある事項を以下のとおり定めるものとする。

各消防本部等には、これらの事項に最大限取り組み、火災予防運動の推進に努めることを求めるものとする。

1 本県の現状

(1) 住宅火災関係

ア 住宅火災による死者数（※令和 8 年の数値は速報値）

令和 8 年 8 月 31 日現在の本県の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）
は 19 人で、このうち 65 歳以上の高齢者は 14 人、全体の 73.6% を占めている。

高齢者が依然として大きな割合を占めていることから、高齢者を中心とした住宅防火対策を引き続き推進する必要がある。

（参考）県内の住宅火災による死者数（放火自殺者を除く）

1 月 1 日～8 月 31 日時点

令和 8 年 19 人	うち 65 歳以上の高齢者 14 人
	高齢者の占める割合 73.6%
令和 7 年 19 人	うち 65 歳以上の高齢者 15 人
	高齢者の占める割合 78.9%
令和 6 年 23 人	うち 65 歳以上の高齢者 17 人
	高齢者の占める割合 73.9%

イ 住宅用火災警報器の設置促進

令和 8 年 6 月 1 日時点の本県の住宅用火災警報器の推計設置率は 83.9% で、全国平均を下回っていることから、引き続き設置促進を図る必要がある。

また、設置後 10 年以上経過した機器の増加が見込まれることから、定期的な作動確認や経年劣化した機器の交換について周知する必要がある。

（参考）住警器推計設置率

令和 8 年 6 月 1 日	83.9%（全国平均：85.5%）	全国順位 23 位
令和 7 年 6 月 1 日	82.1%（全国平均：84.9%）	全国順位 30 位
令和 6 年 6 月 1 日	81.1%（全国平均：84.5%）	全国順位 31 位

(参考) 出火件数

令和 7 年 (1～12月) 629件 (うち住宅火災 199件)

令和 6 年 (1～12月) 627件 (うち住宅火災 172件)

令和 5 年 (1～12月) 703件 (うち住宅火災 172件)

(2) 地震火災対策の推進

大規模地震時には、複数箇所で火災が同時に発生し、大規模な火災につながるおそれがある。

特に、近年の大規模地震では電気に起因する火災が多く発生していることから、感震ブレーカーの普及をはじめ、住宅用火災警報器や住宅用消火器等の普及など、地震火災対策を推進する必要がある。

(3) 林野火災予防対策の推進

令和 7 年の岩手県大船渡市に続き、令和 8 年においても岩手県大槌町をはじめ全国各地で大規模な林野火災が発生している。

林野火災が増加する冬から春に備え、林野火災注意報・林野火災警報制度の周知や、火入れ・たき火等に係る火災予防対策を推進する必要がある。

(参考) 林野火災件数

令和 7 年 (1～12月) 34件

令和 6 年 (1～12月) 51件

令和 5 年 (1～12月) 52件

2 本県において重点的に取り組む必要のある事項

(1) 各消防本部において効果的と考えられる実施項目

ア 住宅防火対策の推進

- 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性及び方法等の具体的な広報並びに経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- リチウムイオン電池をはじめとした電気器具火災の危険性に係る注意喚起
- 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- 高齢者等要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

イ 地震火災対策の推進

- 感震ブレーカーの普及啓発

- 地震発生時における火気使用器具及び電気機器の適切な取扱いの周知
- 地域住民に対する地震火災予防の啓発

ウ 林野火災予防対策の推進

- 林野周辺住民、入山者、観光客等に対する防火意識の高揚
- 火災警報発令時における火の使用制限の徹底
- 火入りに際しての手続き及び安全対策の徹底
- 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化
- 乾燥時及び強風時における林野火災発生危険性についての重点的な注意喚起

(2) 県の実施内容

- 関係団体及び各市町村への協力依頼や、ラジオ、新聞等の各種メディアを活用した広報を行うとともに、消防本部と連携し啓発活動を実施する。
- 消防本部等と連携し、住宅用火災警報器の設置・維持管理及び感震ブレーカーの普及啓発を推進する。
- 林野火災注意報・警報制度の円滑な運用及び実効性向上に向けた情報共有や啓発活動を推進する。